

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

<p>◎ 規 則</p> <p>○長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則</p>	<p>所管課（室）名</p> <p>県民生活環境課</p>
<p>◎ 告 示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の参加者の資格等</li> <li>○長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱の一部改正</li> <li>○長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料徴収事務の委託</li> <li>・令和3年度第2次保安林皆伐許容面積の公表</li> <li>・道路の区域変更</li> <li>・道路の供用開始</li> </ul> </li> </ul>	<p>情報システム課</p> <p>文化振興課</p> <p>産業政策課</p> <p>漁港漁場課</p> <p>林政課</p> <p>道路維持課</p> <p>〃</p>
<p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の実施</li> <li>・地籍調査の成果の認証</li> <li>・大規模小売店舗の変更事項届出（2件）</li> <li>・佐世保農業振興地域の区域の変更</li> <li>・土地改良区の設立の認可（2件）</li> <li>・土地改良区の定款変更の認可（2件）</li> <li>・測量の実施</li> </ul>	<p>情報システム課</p> <p>土地対策室</p> <p>経営支援課</p> <p>農山村振興課</p> <p>農村整備課</p> <p>〃</p> <p>建設企画課</p>
<p>◎ 公安委員会告示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警備員等に対する検定の実施</li> </ul>	<p>生活環境課</p>

## 規 則

長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県規則第70号

長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成24年長崎県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（公衆の縦覧）</p> <p>第4条</p>	<p>（公告及び公衆の縦覧）</p> <p>第4条 法第10条第2項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による公告は、長崎県公報に登載して行うものとする。</p>

略	2 略
2 略 (役員報酬規程等の提出)	3 略 (役員報酬規程等の提出)
第23条 略	第23条 略
2 前項の提出書に添付する書類は、法第55条第1項に掲げる書類とする。	2 前項の提出書に添付する書類については、法第55条第1項に掲げる書類(法第54条第2項第2号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合であってもその内容に変更がない場合には、その旨を記載した書類)とする。
3 略	3 略

様式第2号中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

様式第5号を次のように改める。

## 様式第5号（第8条関係）

年 月 日

長崎県知事 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

## 定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

## 記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

## (備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- 3 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）〔1部〕、変更後の定款（法第25条第4項）〔2部〕（注）並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第25条第4項）〔2部〕（注）を添付すること。
- 4 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、3に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。
  - ①役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第26条第2項）〔2部〕
  - ②法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第26条第2項）〔1部〕
  - ③直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第34条第5項において準用する第10条第1項第7号の事業計画書、第34条第5項において準用する第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）（法第26条第2項）〔1部〕
- 5 法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、3及び4に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。
  - ①法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は除く。）、同項第2号に規定する認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
  - ②認定又は特例認定の通知書の写し

- ③所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し
- (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
  - (2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類
    - イ 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
    - ロ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
      - (イ) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引
      - (ロ) 役員等との取引
    - ハ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
    - ニ 役員等に対する報酬又は給与の状況
      - (イ) 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（（ロ）に係る部分を除く）
      - (ロ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
    - ホ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
    - ヘ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
  - (3) 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類
- ④所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する助成金の支給の実績を記載した書類の写し
- (注) 特定非営利活動法人の主たる事務所が、振興局等の所管する区域内に存する場合にあっては、さらに1部追加（計3部）して提出する。

様式第21号を次のように改める。

様式第21号（第23条関係）

**認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書**  
**特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書**

年 月 日  長崎県知事 様	主たる事務所の 所 在 地	〒	
	(フリガナ) 名 称	電 話 ( ) — F A X ( ) —	
	(フリガナ) 代表者の氏名		
	認定 (特例認定) の有効期間	事 業 年 度	
	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第55条第1項（第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき以下の書類を提出します。

<b>(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</b>	チェック欄	④ 役員等に対する報酬又は給与の状況 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給状況（ロに係る部分を除く） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
提出しない場合 最後に役員報酬規程を提出した事業年度（ 年度） 最後に職員給与規程を提出した事業年度（ 年度）		
<b>(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類（特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類のうち、資産の譲渡等に関する事項を記載した書類を除く）</b>		⑤ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑥ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		<b>(3) 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類</b>
② 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引		
③ 寄附者（当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日		
		認定基準等チェック表（第3表） ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。 「役員状況」第3表付表1 監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第3表付表2 認定基準等チェック表（第4表）（初葉） 認定基準等チェック表（第5表） 認定基準等チェック表（第7表） 欠格事由チェック表

**(注意事項)**

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

「認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」  
「特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

- この用紙は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が、特定非営利活動促進法第55条第1項（第62条において準用する第55条第1項を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に特定非営利活動促進法第54条第2項に掲げる書類を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。）に提出する際に使用します。
- 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。  
「(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程」について、提出しない場合は「提出しない場合」にチェックするとともに、「最後に役員報酬規程を提出した事業年度」「最後に職員給与規程を提出した事業年度」の空欄に事業年度を記載いただき、チェック欄にチェックしてください。
- 提出書類の様式について  
特定非営利活動促進法第55条第1項の規定により提出する書類のうち、「法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第3表（「ロ」欄の記載は必要ありません。）、第3表付表1・2、第4表（初葉）、第5表、第7表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第3表の「年 月 日～年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

附 則

この規則は、令和3年6月9日から施行する。

## 告 示

### 長崎県告示第415号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

- 借入物品の名称及び数量  
一般事務用パソコン 3,070台  
プリンタ 122台
- 競争入札に参加することができない者
  - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
  - 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
  - この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
  - 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
  - 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
- (1) 申請の時期  
この告示の日から令和3年6月22日までとする。
- (2) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法  
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)
- ア 登記簿謄本
- イ 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあつては、次の(ア)から(ウ)まで
- ア 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
- イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- ウ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- 【注】上記「ウ」「エ」について  
新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。
- 長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。の記載があるもの。
- 国税：「徴収猶予許可通知書」
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届（様式第2号）
- キ 口座振替申込書（様式第3号）
- ク 取扱品目明細書（様式第4号）
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）
- サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3番1号
- 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
- 〔電話〕095-895-2884
- 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>
- 4 資格審査結果の通知  
資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。
- 5 指名停止に関する報告  
競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1

項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。))に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のイからロまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第416号

長崎県文化観光国際部関係補助金等交付要綱(平成23年長崎県告示第470号)の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表(第2条関係) 観光振興課関係						別表(第2条関係) 観光振興課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1~3 略						1~3 略					
4	ユニバーサルツーリズム受入体制整備促進事業補助金	ユニバーサルツーリズムを推進する団体、福祉関連事業者及び観光関連事業者と連携し、持続可能な受入体制を構築	次に掲げる事業に要する経費 (1) 長崎県ユニバーサルツーリズムセンターの運営等事業 (2) 略			4	ユニバーサルツーリズム受入体制整備促進事業補助金	ユニバーサルツーリズムを推進する団体、福祉関連事業者及び観光関連事業者と連携し、持続可能な受入体制を構築	次に掲げる事業に要する経費 (1) 長崎県ユニバーサルツーリズムセンター(仮称)の運営等事業 (2) 略		

	すること で、高齢 者、障害 者等を対 象とした 誘致拡大 を図る。	
5 略		

物産ブランド推進課関係

	すること で、高齢 者、障害 者等を対 象とした 誘致拡大 を図る。				
5 略					
6	長崎県 宿泊施 設 安 全・安 心・快 適化促 進事業 費補助 金	宿泊施設 の新型コ ロナウイ ルス感染 症からの 中長期的 な回復を 目的とし て、宿泊 者が衛生 的で快適 に過ごす ことがで きる態勢 整備を図 る。	宿泊事業者が実 施する衛生態勢 等改善事業	予算の 範囲内 におい て知事 が別に 定める 基準に よる。	県内宿 泊事業 者
7	クリー ンなが さき宿 泊施設 環境整 備事業 費補助 金	宿泊施設 の衛生環 境の改善 等を目的 として、 宿泊者が 衛生的で 快適に過 ぎること ができる 態勢整備 を図る。	宿泊事業者が衛 生態勢等改善を 目的として実施 する除菌・滅菌 装置等の備品購 入	予算の 範囲内 におい て知事 が別に 定める 基準に よる。	県内宿 泊事業 者
8	長崎県 宿泊施 設受入 環境整 備事業 費補助 金	安全・安 心で快適 な「新し い旅行ス タイル」 に沿った 観光需要 の高まり 及び今後 の観光ま ちづくり を見据え た宿泊施 設の魅力 向上を図 る。	次に掲げる事業 に要する経費 ・宿泊施設安全 安心対策事業 ・宿泊施設グ レードアップ 事業	予算の 範囲内 におい て知事 が別に 定める 基準に よる。	県内宿 泊事業 者

物産ブランド推進課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略				
2 長崎県産品振興事業補助金	大都市圏等における県産品の宣伝紹介及び販路拡大を促進し、本県産業の一層の振興を図る。	物産展の開催に要する経費	2分の1以内	略
3及び4 略				

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1 略				
2 長崎県産品振興事業補助金	大都市圏等における県産品の宣伝紹介及び販路拡大を促進し、本県産業の一層の振興を図る。	補助対象者が実施する次に掲げる取組に要する経費 (1) 物産展の開催に要する経費 (2) WEB物産展の開催に要する経費	(1) 2分の1以内 (2) 10分の10以内。	略
3及び4 略				

長崎県告示第417号

長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表（第2条関係） 産業政策課関係					別表（第2条関係） 産業政策課関係				
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～7 略					1～7 略				
8 長崎県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金補助金	新型コロナウイルス感染症拡大防止を図る。	要請に応じて営業時間の短縮に協力した店舗への協力金の交付に要する経費	予算の範囲内で知事が別に定める基準による。	市町					

長崎県告示第418号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり長崎漁港漁港施設におけ

る使用料徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

- 1 委託年月日  
令和3年3月8日
- 2 受託者の住所及び氏名  
住所 長崎市興善町2番24号  
氏名 株式会社ふよう長崎 代表取締役 田口 克己
- 3 委託事務  
長崎県漁港管理条例（昭和35年長崎県条例第25号）別表第1の4の項に規定する駐車場駐車料の徴収事務
- 4 委託期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**長崎県告示第419号**

令和3年度において第2次に許可すべき保安林の皆伐面積の限度を、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、次とおり公表する。

令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

令和3年度における第2次保安林皆伐面積の限度（単位 ヘクタール）

同一の単位とされた保安林	皆伐面積		計
	民有林	国有林	
西彼地区 水源涵養保安林	246.00	79.00	325.00
多良地区 水源涵養保安林	219.00	205.00	424.00
雲仙地区 水源涵養保安林	48.00	324.00	372.00
県北地区 水源涵養保安林	117.00	66.00	183.00
平戸地区 水源涵養保安林	23.00	9.00	32.00
福江島地区 水源涵養保安林	204.00	81.00	285.00
奈留島地区 水源涵養保安林	17.00		17.00
若松島地区 水源涵養保安林	42.00		42.00
中通島地区 水源涵養保安林	54.00		54.00
上県地区 水源涵養保安林	257.40	57.00	314.40
下県地区 水源涵養保安林	250.84	91.00	341.84
西彼地区 土砂流出防備保安林	152.12		152.12
多良地区 土砂流出防備保安林	209.00		209.00

雲仙地区 土砂流出防備保安林	91.00	8.00	99.00
県北地区 土砂流出防備保安林	106.00	1.00	107.00
平戸地区 土砂流出防備保安林	42.00	1.00	43.00
福江島地区 土砂流出防備保安林	198.00	12.00	210.00
中通島地区 土砂流出防備保安林	87.00	1.00	88.00
奈留島地区 土砂流出防備保安林	1.00		1.00
若松島地区 土砂流出防備保安林	38.00		38.00
壱岐地区 土砂流出防備保安林	0.71		0.71
上県地区 土砂流出防備保安林	96.00		96.00
下県地区 土砂流出防備保安林	61.78	15.00	76.78
下県地区 土砂崩壊防備保安林	0.06		0.06
中通島地区 防風保安林	1.00		1.00
西彼地区 干害防備保安林	33.00	53.00	86.00
多良地区 干害防備保安林	36.00	7.00	43.00
雲仙地区 干害防備保安林	27.00		27.00
県北地区 干害防備保安林	37.00	7.00	44.00
平戸地区 干害防備保安林	15.00		15.00
福江島地区 干害防備保安林	8.00	62.00	70.00
中通島地区 干害防備保安林	23.00		23.00
上県地区 干害防備保安林	37.00	22.00	59.00
下県地区 干害防備保安林	154.00	65.00	219.00
県下一円 保健保安林	108.00	9.00	117.00

## 長崎県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 礪石原松尾町停車場線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
島原市出の川町甲651番1地先から 島原市出の川町甲650番2地先まで	前	8.5~13.1	60.0	
	後	11.7~13.9	60.0	

## 長崎県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 礪石原松尾町停車場線	島原市出の川町甲651番1地先から 島原市出の川町甲650番2地先まで	令和3年6月1日

## 公 告

## 一般競争入札の実施（公告）

物品の借入れについて一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 借入物品及び数量

ア 一般事務用パソコン 3,070台

イ プリンタ 122台

## (2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

## (3) 借入期間

令和4年1月1日から令和8年12月31日まで（60月）

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## (5) 入札の方法

前記(1)の物件を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか

を問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2884

（提出期限）令和3年6月22日午後5時00分

## 4 入札参加条件

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札説明書の別記に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、期限内に提出しなければならない。また、5の部局から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札者の作成した機能証明書は5の部局において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。

- (2) 機能証明書の提出期限

令和3年7月2日（金）午後5時00分まで

## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部情報システム課（情報基盤班）

（電話）095-895-2233

## 6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

## 7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和3年7月2日までの間（県の休日を除く。）

（場所）5の部局とする。また、長崎県総務部情報システム課のホームページから入手可能である。

長崎県総務部情報システム課ホームページ：<https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/josei/>

## 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札書の提出場所及び受領期限等

（提出場所）長崎県総務部情報システム課（情報基盤班）

（受領期限）令和3年7月12日（月）午後5時00分

（提出方法）直接又は郵便（書留郵便により提出期限内必着のこと。）で行う。

## 10 開札の日時及び場所

（日時）令和3年7月13日（火）午前10時00分開始

(場所) 長崎県庁 行政棟7階 702会議室(長崎市尾上町3番1号)

開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局等に確認すること。

#### 11 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

免除する。

##### (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額を次の3段階に区分し判断すること。

a 2,000万円以上

b 2,000万円未満500万円以上

c 500万円未満

#### 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

#### 13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき(機能証明書の審査を受け、合格しなかった場合を含む)。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む)等入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### 14 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE ON LEASE:
  - ① Personal computers for general use : 3,070
  - ② Printers 122
- (2) PERIOD OF LEASE:  
January 1, 2022 through December 31, 2026
- (3) PLACE OF DELIVERY:  
Please see attached information
- (4) TIME-LIMIT FOR TENDER BY REGISTERED MAIL:  
5:00 pm. July 12, 2021
- (5) Date and time for the opening of tender:  
10:00 am. July 13, 2021
- (6) POINT OF CONTACT FOR TENDER DOCUMENTATION:  
Information Systems Division,  
General Affairs Department,  
Nagasaki Prefectural Government,  
3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,  
Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN  
TEL 095-895-2233

**地籍調査の成果の認証（公告）**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町村における地籍調査の成果を認証した。

令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
諫早市	R元年度からR2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 諫早市 小船越第1	令和3年5月19日
諫早市	H30年度からR2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 諫早市 船越・立石・上野	令和3年5月19日
諫早市	R元年度からR2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 諫早市 小船越第2	令和3年5月19日

対馬市	H28年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 下原第4	令和3年5月19日
対馬市	H28年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 下原第5	令和3年5月19日
対馬市	R元年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 横浦第3	令和3年5月19日
島原市	H30年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 島原市 白山第5	令和3年5月19日
松浦市	H21年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 松浦市 志佐里第1	令和3年5月19日
松浦市	H30年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 松浦市 今福木場第2等2単位区域	令和3年5月19日
対馬市	R元年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 久根浜第2	令和3年5月19日
対馬市	H30年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 対馬市 琴第4-1	令和3年5月19日
五島市	H30年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 繁敷第一	令和3年5月19日
五島市	R元年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 荒川第十二	令和3年5月19日
五島市	H31年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 五島市 浜第五	令和3年5月19日
雲仙市	R元年度から R2年度まで	地図及び簿冊	長崎県 雲仙市 雲仙第1-1等2単位区域	令和3年5月19日

**大規模小売店舗の変更事項届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友道の尾店

長崎県長崎市葉山一丁目6-10

## (2) 届出者の氏名又は名称及び住所

合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

## (3) 変更した事項

## ①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

（変更後）合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表社員 株式会社西友ホールディングス

職務執行者 大久保 恒夫

## ②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表社員 ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

（変更後）合同会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

代表社員 株式会社西友ホールディングス

職務執行者 大久保 恒夫

## (4) 変更の年月日

令和3年3月1日

## 2 届出年月日

令和3年5月18日

## 3 関係書類の縦覧

## (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

## (2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

## 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

**大規模小売店舗の変更事項届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アミュプラザ長崎

長崎県長崎市尾上町1番1号

## (2) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社J R長崎シティ

長崎県長崎市尾上町1番1号

## (3) 変更した事項

## ①大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ユナイテッドアローズ

東京都港区赤坂8-1-19 日本生命赤坂ビル

代表取締役社長 執行役員 竹田 光広

外86店

(変更後) 株式会社ユナイテッドアローズ

東京都港区赤坂8-1-19 日本生命赤坂ビル

代表取締役社長 執行役員 CEO 松崎 義則

外86店

## (4) 変更の年月日

令和3年4月1日 外

## 2 届出年月日

令和3年5月20日

## 3 関係書類の縦覧

## (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

## (2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

## 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

**佐世保農業振興地域の区域の変更（公告）**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、佐世保農業振興地域を次のとおり変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、当該変更に係る関係図面を長崎県農林部農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

地域名	地域の範囲
佐世保 農業振興地域 (佐世保市)	佐世保農業振興地域のうち、図面の赤色で囲んだ部分に該当する土地の区域を農業振興地域に編入する。 対象地区：佐世保市針尾西町

**土地改良区の設立の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。

令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 鈴田内倉土地改良区  
認可年月日 令和3年5月12日

#### 土地改良区の設立の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。  
令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 柳新田土地改良区  
認可年月日 令和3年5月12日

#### 土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月26日総代会議決）を認可した。  
令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 壱岐土地改良区  
認可年月日 令和3年5月24日

#### 土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和3年3月23日総代会議決）を認可した。  
令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 山内土地改良区  
認可年月日 令和3年5月24日

#### 測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量（三次元点群測量UAVレーザー測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。  
令和3年6月1日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県島原市有明町大三東戊～雲仙市国見町多比良戊	令和3年5月24日から 令和3年10月29日まで

## 公安委員会告示

### 長崎県公安委員会告示第17号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年6月1日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

- 1 検定を行う警備業務の種別、区分、日時及び場所

種別及び区分	日 時	場 所
空港保安警備業務 1級	令和3年9月2日(木) 午前9時から 午後6時までの間	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
空港保安警備業務 2級	令和3年9月3日(金) 午前9時から 午後6時までの間	

## 2 検定予定人員

各区分とも10人

## 3 受検資格

## (1) 空港保安警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

## (2) 空港保安警備業務2級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員とする。

## 4 検定試験内容

## (1) 空港保安警備業務1級

## ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

㊧ 法令に関すること。

㊨ 乗客等の接遇に関すること。

㊩ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

㊪ 空港に関すること。

㊫ 空港保安警備業務の管理に関すること。

㊬ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

㊦ 乗客等の接遇に関すること。

㊧ 手荷物等検査に関すること。

㊨ 空港保安警備業務の管理に関すること。

㊩ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 空港保安警備業務2級

## ア 学科試験

㊦ 警備業務に関する基本的な事項

㊧ 法令に関すること。

㊨ 乗客等の接遇に関すること。

㊩ 手荷物等検査に関すること。

㊪ 空港に関すること。

㊫ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## イ 実技試験

㊦ 乗客等の接遇に関すること。

㊧ 手荷物等検査に関すること。

㊨ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

## 5 検定の方法

検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技

試験を行わない。

## 6 検定申請の手続

### (1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申請時間	申 請 先
令和3年6月7日（月）から同月16日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から 午後5時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

### (2) 提出書類

#### ア 空港保安警備業務1級

##### ㊦ 検定申請書 1通

##### ㊧ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

(a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

(b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

##### ㊨ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

##### ㊩ 次に掲げるいずれかの書面 1通

a 3(1)アの受検資格に該当する場合は、空港保安警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び3(1)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）

b 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第8条第2号の規定により公安委員会が交付した書面

㊪ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

#### イ 空港保安警備業務2級

##### ㊦ 検定申請書 1通

##### ㊧ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

b 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

(a) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

(b) 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

##### ㊨ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

㊩ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉

## 7 検定手数料

空港保安警備業務1級、2級いずれも16,000円

検定手数料は、検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。

## 8 合格発表

各検定の合格発表は、検定当日、本人に対して行う。

## 9 その他

## (1) 新型コロナウイルス感染症関係

新型コロナウイルス感染症の状況により、急遽、検定を中止する場合がある。

## (2) 検定の共同実施

この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。

## (3) 持参する物

検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカー有り）すること。

## (4) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二一一一  
二一一四

印刷所  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
寺クイックプリント  
田宏弥